

要望事項

全国盲ろう難聴児施設協議会

難聴幼児通園施設部会

- 1、「障害者自立支援法」から乳幼児を分離してほしい
- 2、少子化対策の一環として取組んでほしい
- 3、施設運営の安定化のための施設支給の方式を考えてほしい
- 4、保護者負担の低所得層の更なる軽減を
- 5、給食を療育の中に組込んでほしい
- 6、利用率の考え方の再考をお願いしたい
個別対応、家族支援、地域支援等直接処遇以外の必須の仕事を含めて考えてほしい。

(H20.4.16 提出)

難聴幼児通園施設の公聴会資料

全国盲ろう難聴児施設協議会

1) 先天性難聴児の出現頻度：出生 1,000 人に 1 人程度

2) 難聴児が未療育の場合

就学前に適切な早期療育を受けない難聴児は十分な言語力を習得できません。このため社会的・職業的に自立は困難となり、福祉的援助が必要となります。

3) 難聴児が早期療育を受けた場合

・乳児期での難聴の発見、・適切な補聴器や人工内耳の装用、・適切な療育
→6 歳までに年齢相応の言語力を習得し、小学校普通学級に就学可能です。

その後、健常児と同様に進学し、大学または専門学校等を経て、健常者とほぼ同等の条件で就労可能です。

◎難聴幼児通園施設で療育を受けた難聴児の追跡調査結果によると、
(平成 17 年度こども未来財団委託研究報告書、H18 年 3 月)

「適切な早期療育を受けた難聴児は、社会的・職業的に自立し、納税者となっている」ことが実証されています。

4) 難聴幼児通園施設：0 歳から 6 歳までの難聴児を療育する通園施設

現在では産院の多くで新生児聴覚スクリーニングが行われており、聴覚スクリーニングで発見された 0 歳の難聴児を療育できる唯一の公的療育機関（ろう学校は法的には 3 歳以上）として、重要な役割を果たしております。

5) 広域での療育体制の必要性

難聴児は他の障害に比べ少ないが、必ず出現する障害です。

自動車の普及等により広域での通園が可能になっている現在、難聴児の少ない地域では県境を越えた広域での療育体制がよいと思われれます。

6) 専門職員の確保が難聴児療育には不可欠

・難聴児の療育担当：大学卒・大学院修士レベル卒の言語聴覚士

・新卒の言語聴覚士が、①乳幼児の聴力検査や補聴器の調整技術、②難聴児の個別療育技術、を習得するには 3~5 年以上の経験が必要です。

・1 人の言語聴覚士が担当できる難聴児は 1 日 4 人が限界です。

このためにも、難聴児の療育単価を上げていただき、専門性の高い職員を確保することが効果のある難聴児療育ために絶対に必要と思われれます。

・ろう学校在籍児童 1 人の年間経費：700 万円

・小学校普通学級在籍児童 1 人の年間経費：80 万円

◎ 難聴児が小学校普通学級に就学することで経費の節約がなされています。

障害者自立支援法の現在の課題と今後の検討課題（入所施設）

- 1) 聴覚、視覚に障害を持つ要保護性や社会的養護の必要な児童を入所させる施設が全国的に減少している。そのため契約制度における障害児施設給付申請に係る指定施設支援の提供体制が市町村どころか都道府県レベルでも満たすことができなくなっている。支給決定の勘案事項にある保護者からの求めに応じる施設支援の提供体制の整備には広域化による対応が必要。
- 2) 児童福祉法第27条第1項第3号に係る措置が適当であると児童相談所が判断した以外は利用契約となる。この支給決定を判断する児童相談所の解釈の相違、独自の判断等により、制度の統一性に欠け、地域で格差の広がりが懸念される。そのために支給決定は市町村事業ではなく、国などの責任が明確となる都道府県事業とする。
- 3) 支給決定事務を担当した児童相談所の調査不足、保護者への説明及び認識の不徹底により児童及び施設が不利益を被った場合、施設から再審査を請求できるようにしてほしい。その際の再審査の判断基準を国で示してほしい。
- 4) 契約制度における保護者の1割負担、給食費、医療費自己負担等の未納は施設の運営だけでなく、他児童（措置児童）との格差を生じることになる。支給決定をする都道府県は保護者に納得させる説明責任を認識し、納付不履行の場合は、国又は都道府県において補填されたい。
- 5) 児童福祉法における最低基準の職員配置で障害程度区分が設けられないのであれば児童の処遇向上及び安全の観点から当該障害児の身体障害者手帳や療育手帳等に記載されている障害の状況により職員配置の設定及び加配職員の配置をお願いしたい。
- 6) 障害児施設は、どのような障害であろうとも児童が安全、衛生、心身が健やかに日常生活を送ることができるように施設整備費の補助をお願いしたい。
- 7) 当該障害児施設の定員枠に空きがある場合で、多様な障害を持っている児童でありながら児童養護施設や乳児院等に入所している障害児を都道府県及び当該施設の受け入れを可能とする判断で措置児童として措置変更することとしていただきたい。
- 8) 児童福祉法第42条・第43条の2・3・4項の障害児施設を一元化し、現在指定都市等で行っている障害種別を越えて措置している状況を国で統一してほしい。但し、入所施設の最低基準の順守を原則とする。